

規制改革推進会議「遠隔教育の推進に関する意見」について

2017.5.1

教育利用に関する著作権等管理協議会
座長 瀬尾太一

文化庁著作権課御中

平素は当協議会の活動に際してご協力たまり、厚く御礼申し上げます。

さて、今回、内閣府の規制改革推進会議によって、「遠隔教育の推進に関する意見」が決定されました。この意見には、著作権法35条2項で無許諾無報酬の権利制限規定の対象とはなっていない、いわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業のための公衆送信（一方に教員のみがおり、遠隔地の教室にいる児童生徒等に向けて行う授業）についても無許諾無報酬の権利制限規定とすることが含まれております。一方、文化審議会著作権分科会の報告書はスタジオ型については異時送信と同様に補償金付権利制限の対象とするようにしており、この点について齟齬をきたしております。

報告書は著作権分科会法制・基本問題小委員会が2年間にわたり、教育関係者のみなさまや我々権利者の意見を聴取し、教育における著作物の有効利用と権利者の保護とのバランスを取りつつ議論を重ね、ようやくまとめたものです。仮に規制改革推進会議の意見が施策となった場合、全体的な制度設計をもう一度やり直さなければならなくなるおそれがあります。少なくとも、規制改革推進会議の提唱する内容は、権利者団体では許容できるものではありません。

教育のICT化に対応する制度作りは、急務であり、大変重要な喫緊のテーマだと認識しております。そのためには権利者と教育関係者の皆さまとの信頼関係の構築と、細やかな検討が必要です。今回のように現場での状況を勘案せず、まず制度ありきの議論については、正しく反論し、これまでの成果を無にしないよう、進めていきたいと考えております。

教育のICT化対応の制度構築については、規制改革推進会議の意見によらず、これまで議論を積み上げてきた文化審議会著作権分科会の報告書に基づいて、推進することが適切であるとして、進捗を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

以上

教育利用に関する著作権等管理協議会（34 団体）

公益社団法人 日本文藝家協会

協同組合 日本脚本家連盟

協同組合 日本シナリオ作家協会

一般社団法人 日本写真著作権協会

公益社団法人 日本写真家協会

公益社団法人 日本広告写真家協会

一般社団法人 日本写真文化協会

公益社団法人 日本写真協会

一般社団法人 日本写真作家協会

一般社団法人 日本スポーツプレス協会

日本肖像写真家協会

全日本写真連盟

日本自然科学写真協会

日本風景写真協会

一般社団法人 日本美術著作権連合

一般社団法人 日本美術家連盟

公益社団法人 日本グラフィックデザイナー協会

一般社団法人 日本児童出版美術家連盟

一般社団法人 日本図書設計家協会

一般社団法人 日本理科美術協会

一般社団法人 日本出版美術家連盟

一般社団法人 東京イラストレーターズソサエティ

公益社団法人 日本漫画家協会

一般社団法人 マンガジャパン

一般社団法人 日本書籍出版協会

一般社団法人 日本雑誌協会

一般社団法人 学術著作権協会

一般社団法人 日本新聞協会

一般社団法人 日本専門新聞協会

一般社団法人 自然科学書協会

一般社団法人 日本医書出版協会

一般社団法人 日本音楽著作権協会

一般社団法人 日本レコード協会

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会

以上